

第4章 明和町地区防災計画編

「新里地区防災計画」

1. 計画の対象地区

明和町新里地区(新里区)

人口 2,368人

世帯数 1,055 (日本人 958、外国人 97)

うち、戸建住宅世帯 約600 (61班)

(2023年11月末現在)

2. 基本的な考え方

(1) 基本方針

「新里地区防災計画」は、対象とする自然災害に対して、「自分の命は自分で守る」ことを基本として、住民がやること(自助)、区が自主防災活動として取り組むこと(共助)、をまとめたもので、「自分たちで考えてやってみる」住民主体の防災計画とする。「地域から災害による犠牲者をださない」ことを目標とし、「①自分で対応できる人はちゃんと対応する。②自分だけで対応できない人を地域で支援する。」ことを基本方針とする。

(2) 対象とする災害

□大水害(利根川が氾濫する規模の水害)

大型台風接近等による利根川上流域の大雨により、利根川が氾濫することが想定される場合

想定基準降雨:72時間総雨量491mm(八斗島^{やった}上流)

利根川が氾濫した場合、明和町のほぼ全域が3～5m浸水し、1～2週間水は引かない。

*2019年10月台風19号は、勢力を保ったまま利根川上流域に大雨を降らせ(八斗島上流で降水量310mm(72時間))、利根川が氾濫危険水位に近づき、明和町でも避難指示が出された。カスリーン台風(1947年)も同程度の降水量だった。

□風水害(局所的暴風雨・谷田川氾濫、内水氾濫による水害)

①明和町周辺地域が、台風の影響等により線状降水帯発生等暴風雨に見舞われ、外出するのが危険な場合、②明和町周辺地域の大雨により、谷田川氾濫、内水氾濫が想定される場合。谷田川が氾濫した場合、新里は一部地域が最大1m浸水し、3日間水は引かない。内水氾濫により道路・田畑等の一部が冠水する。

* 明和町には土砂災害警戒区域はない。線状降水帯発生などによる局地的な大雨の場合、「顕著な大雨に関する情報」が出されるとほぼ同時に、土砂災害警戒情報・避難指示・緊急安全確保が発令されることが多いが、明和町では、土砂災害の心配はない。

□大地震(震度5以上)

* 町は、震度6以上で、災害対策本部、震度5以上で、災害警戒本部を設置。震度5強以上で、指定緊急避難場所を開放し、住民に周知する。(2011年東日本大震災では、明和町は震度5強)

* 新里集会所は、地震時一時避難場所に指定されており、震度6弱以上の場合、自主防災組織が状況に応じて開設する。

3. 自主防災活動

(1)活動の内容

活動を、① 区(自主防災組織)が行う活動、② 住民が行うこと、に区分し、災害別に内容を整理する。

* 区(自主防災組織)が行う活動には、平常時に行う地区の防災力強化の活動(防災力強化活動)と、災害時にオペレーションとして行う自主防災活動(災害時活動)が含まれる。

大水害(利根川氾濫)						
平常時	区	防災力強化活動				
	住民	災害リスクを知り、避難方法・防災対策を考える				
発災直前	区	要支援者への支援、高齢者等避難発令前に自主避難を促すことの判断				
	住民	気象・避難情報の確認・避難判断、緊急避難				
災害時	区	—				
	住民	緊急避難				
復旧・復興期	区	安否確認、(情報伝達・連絡)、避難所運営支援				
	住民	避難生活、自宅の復旧、生活再建				

風水害（局所的暴風雨・谷田川氾濫・内水氾濫）						
平常時	区	防災力強化活動				
	住民	災害リスクを知り、安全確保の方法・防災対策を考える				
発災直前	区	要支援者への支援				
	住民	安全確保				
災害時	区	—				
	住民	安全確保				
復旧・復興期	区	安否確認、（情報伝達・連絡）、避難所運営支援				
	住民	避難生活、自宅の復旧、生活再建				

大地震（震度5以上）						
平常時	区	防災力強化活動				
	住民	地震対策				
災害時	区	安否確認、要支援者への支援				
	住民	安全確保、避難				
復旧・復興期	区	安否確認、（情報伝達・連絡）、避難所運営支援				
	住民	避難生活、自宅の復旧、生活再建				

（2）防災行動ガイドライン

具体的な活動、行動を、「新里区防災行動ガイドライン」としてまとめ、周知する。

（全世帯に配布する）（→[付属資料1](#)）

4. 防災力強化活動

* 自主防災組織が平常時に行うもので、毎年年間活動計画を作成して、活動をすすめる。

（1）活動目標

目標1 住民が、災害リスクを知り、避難方法・防災対策を考える

目標2 自主防災体制をつくる

目標3 避難行動要支援者を支援する仕組みをつくる

（2）活動計画

①「住民が、災害リスクを知り、避難方法・防災対策を考える」

区は、「住民が対象とする災害それぞれのリスクを知り、避難方法・防災対策を考える」ためのサポートを行う。

- ・新里防災ヒント、新里区防災リーフレット、新里区自主防災会お知らせ、等配布
- ・防災研修会、避難訓練の実施（目的を明確にした内容とする）
- ・新里区内、避難経路の危険個所の確認（谷田川氾濫、内水氾濫による浸水箇所等）
- ・避難場所の確認・広域避難先の具体化
- ・（課題）無関心層への情報周知、住民がそれぞれ、防災を「自分事として考える工夫が必要（「年に一度、どうしたら死なずに済むのか真剣に考える」機会を作る）

② 自主防災体制をつくる

- ・自主防災組織（新里区自主防災会）の運営（継続）（→付属資料4. 新里区自主防災会規約（案））
- ・自主防災組織役員の強化（研修、防災士受講促進等）
- ・気象・避難情報の確認、避難判断（区）の方法（→付属資料3. オペレーションマニュアル①）
- ・関係団体・機関との連携 → 検討する
- ・避難所の開設・運営支援の方法（→付属資料3. オペレーションマニュアル④）

③ 避難行動要支援者を支援する仕組みをつくる（→付属資料3. オペレーションマニュアル③）

- ・大水害時の支援方法（策定済）「新里区防災リーフレット」（令和5年5月）
→ 要支援者への訪問等による状況確認、対応についての確認（町介護福祉課）、課題の検討、要支援者名簿の見直し（毎年）、支援に協力してくれる人の発掘
- ・風水害時の注意点をまとめる
- ・大地震時の注意点をまとめる

5. 新里区防災ガイドライン

* 自主防災活動をすすめる中で作成し、定期的に見直す。

(1)「新里区防災行動ガイドライン」（全世帯に配布）
今後作成予定。

(2)「新里区防災リーフレット」（2023年5月）（全世帯に配布済）
大水害時の避難・大水害時の支援方法

(3) 災害時オペレーションマニュアル(自主防災会役員用)

- ① 気象・避難情報の確認、避難判断の方法
- ② 安否確認の方法
- ③ 避難行動要支援者の支援方法
- ④ 避難所の開設・運営支援の方法

6. その他

- (1)「新里地区防災計画」は、毎年見直しを行う。
- (2) 付属資料等で検討中のものは、(案)として掲載した。
- (3) 本計画は、「自分たちで考えてやってみる」住民主体で実行するための防災計画なので、そのための要検討事項は、課題として記載することとした。

付属資料

- 1. 「新里区防災行動ガイドライン」(案)
- 2. 「新里区防災リーフレット」(2023年5月)
- 3. 災害時オペレーションマニュアル(案)
- 4. 新里区自主防災会規約(案)
- 5. 新里地区防災備蓄品リスト

新里区防災行動ガイドライン

(付属資料1)

		町の対応	住民がやること	区(自主防災会)がやること
大水害	平常時			
	発災直前			
	災害時			
	復旧・復興期			
風水害	平常時			
	発災直前			
	災害時			
	復旧・復興期			
大地震	平常時			
	災害時			
	復旧・復興期			

大水害： 利根川が氾濫する規模の水害

風水害： 局所的暴風雨・谷田川氾濫・内水氾濫による水害

大地震： 震度5以上

付属資料 2

新里区防災リーフレット

新里防災ヒント 保存版

2023.5.1 新里区

新里区防災リーフレット

大水害時の避難－自分の命は自分で守る－

利根川はん濫を想定した大規模水害から命を守る方法を各自で考える

2019年10月台風19号では、群馬県で初めて大雨特別警報が出され記録的な豪雨となり、利根川が氾濫危険水位に近づき、明和町でも避難指示がだされました。深夜に雨がやんだため、利根川がはん濫することはありませんでしたが、今後、これ以上の大雨による災害が起こるかもしれません。その時、**命を守るため、どうするのか、考えておきましょう。**



監修：金井昌信（群馬大学教授）

明和町の水害の危険性を知ろう！

大雨が降って、利根川がはん濫した場合には

- ✓ 明和町ほぼ全域が3～5メートルで浸水
- ✓ 浸水は1～2週間はひかない

ことが想定されています。

そのため…



自宅の2階では水害を
やりすごすことができない
可能性があります！

自動車も被害を受けます

避難生活よりも緊急避難！

避難方法を考えるときの注意点

- ✓ 水害から命を守る方法を第一に考える
(明和町には生死にかかわるような大水害が想定されている)
- ✓ 被災後の不便を回避するのは二の次
(生きのびたあとに、避難生活が送れる場所に移動すればよい)

災害からの避難方法を検討するときに、被災後に学校などの避難所で生活するための備えなどを考える人は少なくありません。しかし、避難所で生活することができる人は、災害から生きのびることができた人だけです。 そのため、まずは水害から生きのびる（緊急避難）方法を具体的に複数考えておいてください。



町外の安全な場所まで広域避難（⇒次ページ参照）

広域避難方法を具体的に考える！

町外への広域避難方法を考える際のポイント

✓ いつ避難を開始するのか？
(自動車で安全に移動するためには、早めに避難開始すべき)

✓ どこに避難するのか？
(具体的に決めておかないと、いざというとき行動できない)

✓ 何を持っていくのか？
(最低でも滞在先や車の中で一晩過ごすために必要なものは準備)

いつ避難するか？

- 明和町が警戒レベル3（高齢者等避難）を発表したら避難を開始
- 利根川があふれる前に、大雨により小河川や水路があふれて道路が冠水したり、渋滞にまきこまれてしまう可能性があることに要注意

どこへ避難するか？

- 浸水しない地域の知人・親族宅
※普段から避難させてもらえるように話しておく
- 浸水しない地域のホテル
※なるべく早く、予約して行ってしまう
- 浸水しない地域の大型商業施設の駐車場等
※車中避難が基本（2～3日分の水、食料、簡易トイレ等を持参）
※営業中は、レストラン、トイレ等が利用可

避難する時の注意点

- 貴重品、非常時持出品のほか、車中避難の場合は、3日分の水、食料、簡易トイレ等を持参する
- 自宅は、電気ブレーカーを切り、ガスの元栓を止め、戸締りをする

町内避難先【指定緊急避難場所（洪水）】

- 明和町役場（自主避難所として開放される）
- 明和東小学校
- 明和西小学校
- 明和中学校
- 明和町中央公民館
- 明和メディカルセンタービル（福祉避難所）
- 館林商工高等学校



町外避難先【広域避難先の候補】

※例として示すものなので、各自で確認してください。

ホテル（駐車場が広く、アクセスしやすいところが良い）

- | | | |
|-----------------|---------------|-------------------|
| ➤ 太田グランドホテル | （太田市飯田町1370 | tel:0276-46-1264） |
| ➤ チサンイン佐野藤岡インター | （佐野市高萩町1344-1 | tel:0283-24-5211） |
| ➤ カンデオホテルズ佐野 | （佐野市越名町2038-1 | tel:0283-20-1560） |
| ➤ スーパーホテル佐野藤岡 | （佐野市相生町2826 | tel:0283-22-9000） |
| ➤ 館林ヒルズホテル | （館林市仲町1-7 | tel:0276-61-3600） |

大型商業施設等

- イオンモール太田（駐車場は水害時緊急一時避難場所として利用可、地上駐車場も浸水なし、屋外にトイレあり（1か所）
- 佐野サービスエリア（24時間食堂、売店、トイレが利用できる）
- 佐野アウトレット（地上は浸水の可能性あり）
- イオンモール佐野（地上は浸水の可能性あり）
- イオンモール羽生（地上は浸水の可能性あり）

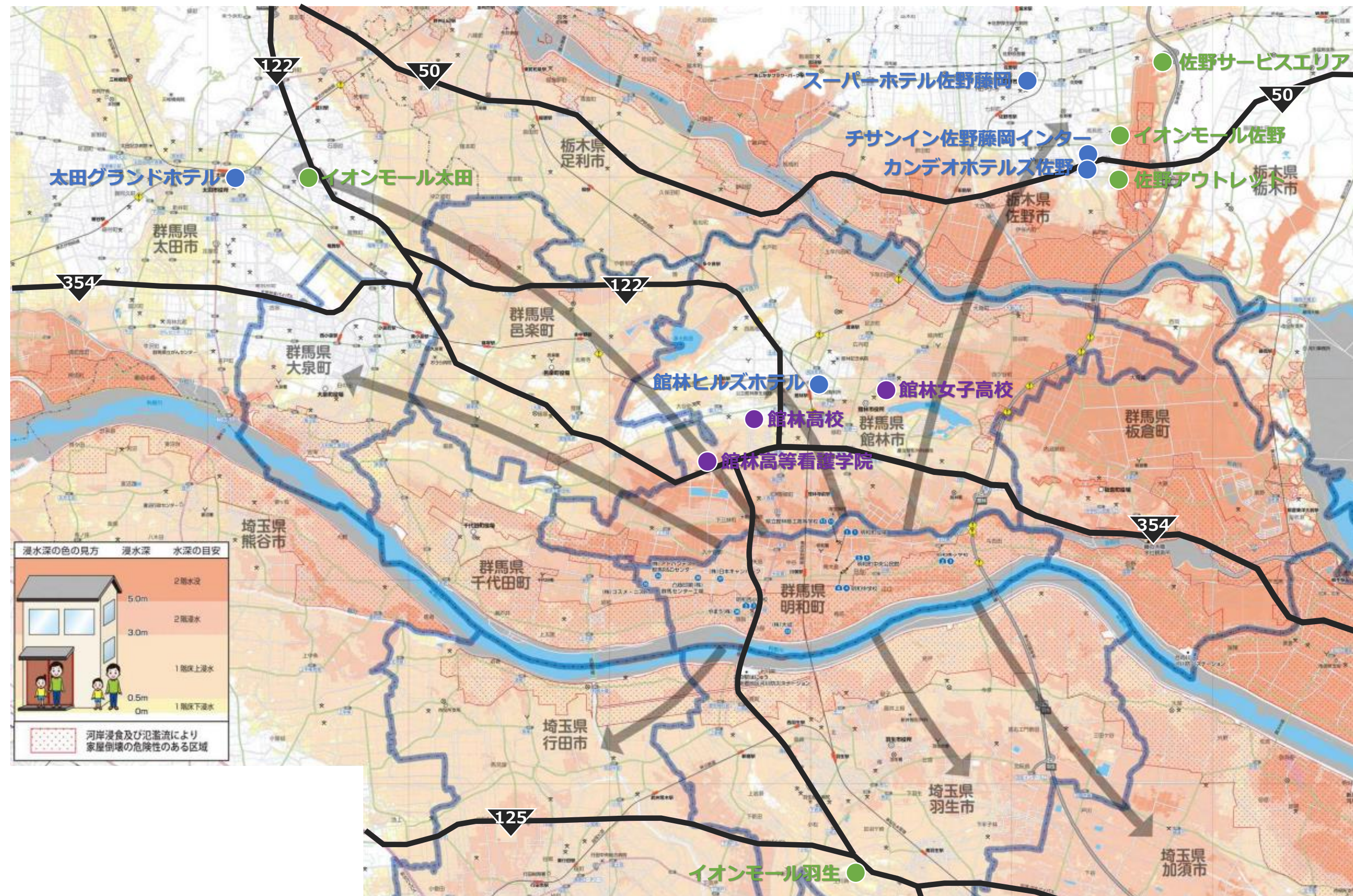


館林市の指定避難場所（広域）

- 館林高等看護学院（館林市苗木町2497-1）
- 館林高校（館林市富士原町1241）
- 館林女子高校（館林市尾曳町6-1）

参照：明和町

参照：明和町



新里区防災リーフレット

大水害時の支援方法 －みんなで助け合う－

新里区から水害犠牲者をださないために地区の支援方法を検討しました

新里区では、水害時に自力で避難することが困難な方を、地域で支援する仕組みを作りました。支援する方（支援者）は、新里区協議委員、民生委員や地域の協力者の方で、**以下のような支援をできる範囲で行う**ものです。支援を受ける方（要支援者）やご家族等関係者の方には、このことを十分理解していただくようお願いします。

- ✓ **水害発生危険時における声かけ**
- ✓ **家族等への連絡**
- ✓ **避難所への移動の支援**

（「支援に関する注意事項」（B-2）参照）



監修：金井昌信（群馬大学教授）

支援を受ける方（避難行動要支援者）

地区による水害時の避難支援の対象となるのは以下の方です

町の「避難行動要支援者名簿」に登録された
方のうち、新里区で支援の対応が可能な方

「名簿」が町から新里区に提供され、
新里区で支援の対応が可能かどうか確認します

また、支援が必要な方の心身や家庭の状況に応じて、地区として以下の3種類の支援を行うこととします

- 要支援者A：災害時における『声かけ』、『家族等への連絡』、『避難所への移動等の支援』を行う
- 要支援者B：災害時における『声かけ』、『家族等への連絡』を行う
- 要支援者C：災害時における『声かけ』を行う

支援する方

水害時の避難支援に協力してくれるのは以下の方々です

新里区協議委員、民生委員、
防災士（新里区在住）、その他協力者

支援は、地域の助け合いの一環として、
支援者の善意に基づいて行うものです

支援に関する注意事項

（1）支援を行うことができない場合がある

支援を行うことができる水害は、2019年台風19号のように、事前（数日前）に大雨の注意予報が発表されるような災害時（巨大台風など）に限ります。急に大雨が降り始めるような災害（ゲリラ豪雨など）の場合は、支援はできません。なお、ゲリラ豪雨のような場合には、自宅にとどまるのが安全です。

（2）支援を行うのは、日中の時間帯だけ

夜間の支援活動には支援者にも危険が伴う可能性があるため、日中の時間帯（9時～17時）のみの対応となります。

（3）支援を希望される方へ

支援は、地域住民同士の信頼関係、支援者の善意に基づいて行うものです。支援に対する苦情には応じられませんのでご理解ください。

（4）支援者の方へ

まずはご自身とご家族の安全を確保してください。支援活動は、対応できる範囲での協力で、支援者が何らかの責任を負うことはありません。

具体的な支援方法

関東地方への台風襲来予想、利根川上流域に大雨予報が出た時（警戒レベル2）

- ・ 支援者が電話にて、水害が発生する可能性が高まっていることを伝える「声かけ」を行います
 - ⇒避難ができるように準備を始めてください
 - ⇒家族等に連絡をとってください
- ・ 要支援者A、Bの方については、支援者が「家族等への連絡」を支援します

町が自主避難所を開設した時（利根川が氾濫する危険性が予測される時）

- ・ 支援者が電話にて、避難を開始することをすすめる「声かけ」を行います
 - ⇒家族等に連絡をとって、避難を開始してください。
- ・ 要支援者A、Bの方については、支援者が「家族等への連絡」を支援します
- ・ 要支援者Aの方については、支援者が自宅を訪問して「移動の支援」を行います
 - ⇒移動の支援をする場合は、原則として町内避難所（自主避難所）への移動を支援します
 - ⇒町が、高齢者等避難（警戒レベル3）を発令したら、支援者自身が避難の準備に入ることから、原則として支援は終了となります

日頃からの備えが重要！

支援に頼るのではなく、「自分の命は自分で守る」が基本です。
支援を希望される方は、以下の2つを検討しておいてください。

同居家族、別居家族などがある場合には、水害時の対応を相談しておいてください。

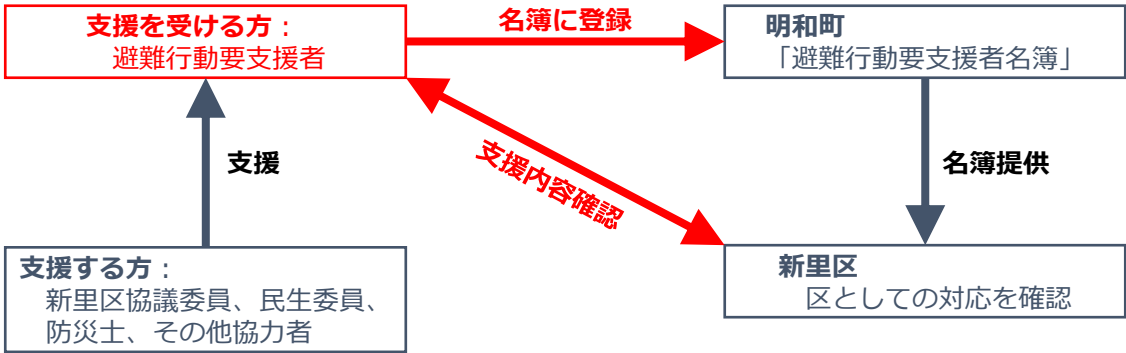
以下を別居家族などに伝えて、相談しておいてください

- ✓ 水害発生危険性が高まった時に連絡しあうこと
- ✓ 早い段階で迎えにきてもらうことができるか
- ✓ 新里区の支援をお願いしているが、何でもしてもらえないわけではない

大水害から命を守る（避難）方法を一度でよいので、真剣に考えてみてください。

利根川が氾濫した場合、明和町全域が3～5mで浸水することが想定されています。そのため、自宅では2階では生きのびることができないかもしれません。命を守るための避難（緊急一時避難）方法を具体的に考えておいてください。（「大水害時の避難」も見てください）

支援のしくみ



新里区災害時オペレーションマニュアル(自主防災会役員用)

①「高齢者等避難発令の前に自主避難を促すことの判断」の方法

大水害(利根川氾濫)

(気象・避難情報の確認、避難判断は、各個人が行うのが原則。)

- ・要支援者に声がけを行うに際し、区として、高齢者等避難発令の前に自主避難を促すため、気象・避難情報の確認、避難判断を行う。
- ・気象・避難情報の確認、避難判断(区として)は、区長・副区長が行う。
- ・大水害の場合、テレビ、NHK 防災、気象庁防災情報等の気象・災害情報に加え、町が氾濫注意水位により自主避難所開設を発表した場合、利根川氾濫の危険性が高まると判断する。(町は、氾濫警戒水位(避難判断水位)超えで高齢者等避難を発令する)
- ・自主防災会役員は、気象・避難情報に注意し、気になることは区長・副区長に連絡する。

(課題: 気象・避難情報のより適切な収集方法、情報共有の方法(LINE の活用等))

② 安否確認の方法

大水害(利根川氾濫)

- ・災害時は、自主防災会役員も緊急避難するので、安否確認はできない。
- ・被災後、可能な範囲で安否確認を行う。

(課題: 町外に避難した住民、町内避難所に避難した住民、自宅に留まっている住民の確認をどのように行うか?)

風水害(局所的暴風雨・谷田川氾濫・内水氾濫)

- ・外出を控えて安全を確保するのが基本。暴風雨が治まった後、状況によって、安否確認を行う。

大地震(震度5以上)

- ・地震発生後、なるべく早く安否確認を行う。救助が必要な場合は、消防への連絡等可能な範囲で支援を行う。

* 安否確認は以下のように行う。

区長→副区長→協議委員→班長

区長→副区長→自主防災会役員→要支援者(声がけ)で、安否確認を指示する。

区長・副区長は、安否確認状況をまとめる。

区長は、必要に応じ、町に連絡する。

(課題: 集合住宅世帯の安否確認はどのようにするか?)

(課題: 安否確認のより良い方法(LINE の活用等による一斉連絡、等))

③ 避難行動要支援者の支援方法

大水害(利根川氾濫)

・「新里区防災リーフレット」(2023年5月) 大水害時の場合の支援方法

風水害(局所的暴風雨・谷田川氾濫・内水氾濫)

・大雨警報、顕著な大雨に関する情報(線状降水帯発生情報)が出され、明和町周辺地域が大雨となっている場合→声がけをする((利根川の氾濫による大水害の危険性が低い場合)外出を避け、安全を確保するように伝える)

大地震(震度5以上)

- ・地震発生後、なるべく早く、安否確認を行う。
- ・救助が必要な場合は、可能な範囲で、支援を行う。
- ・避難所への避難が必要な場合は、可能な範囲で、支援を行う。

④ 避難所の開設・運営支援の方法

町避難所等の開設・運営

(町は、「避難所開設・運営マニュアル」(令和5年5月)にしたがって、避難所の開設・運営を行う。)

・避難所は、町職員が開設した後、避難してきた住民が運営を行う。その際、自主防災組織役員は、率先して、避難した避難所の運営にあたる。

地震時一時避難場所(新里集会所)の開設・運営

(地震時一時避難場所は、震度6弱以上の場合、自主防災組織が状況に応じて開設する)

・地震時に、町の避難所に避難する前に避難してきた人を一時的に受け入れる。

- 具体的な開設・運営方法は今後検討する。
どの程度の受け入れが可能か検討を行い、必要な備品の整備、食糧、毛布等の
備蓄をすすめる。
炊き出し訓練等を行い、備蓄品の活用を図る。

新里区自主防災会規約

第1条(名称) 本会は、新里地区自主防災組織として、「新里区自主防災会」と称する。

第2条(所在地) 本会の活動拠点は新里区集会所とする。また、事務局は代表宅とする。

第3条(目的) 本会は、新里区住民の自助と共助による自主防災活動を行うことにより、災害から命を守り、被害を軽減することを目的とする。

第4条(事業) 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 災害時の防災活動(情報伝達、安否確認、避難行動要支援者への支援、避難所運営支援、等)
 - (2) 防災力強化活動(啓発活動、防災研修会、避難訓練等)
 - (3) 新里区防災ガイドラインの作成・見直し
 - (4) 地区防災に関する明和町等との情報交換
 - (5) 地区防災に関する研究
- * 具体的な内容は、「新里地区防災計画」に定める。

第5条(役員)

- (1) 本会の役員は、区役員(協議委員)及び協力者(民生委員、防災士等)で構成し、代表(1名)、副代表(2名)、新里防災検討会委員(数名)、事業担当委員(数名)を置く。
 - (2) 代表は区長が務め、本会を代表し、会を総括する。
 - (3) 副代表は副区長が務め、代表を補佐し、代表に事故ある場合は、その職務を代行する。副代表の1名は会計を兼務する。
 - (4) 新里防災検討会は、活動計画等を検討する。
 - (5) 必要に応じて、事業担当委員を置き、各事業をすすめる。
- 検討 運営を継続するしくみ

第6条(会議)

- (1) 本会の運営は、新里区の事業の一部として行う。本会の事業計画、予算、事業報告、決算、規約に関することは、新里区の総会で審議する。
- (2) 本会役員総会は、代表が招集し、年2回程度開催する(年間活動計画、活動報告等)。
- (3) 新里防災検討会は、必要に応じ開催する。

第7条(活動計画)

- (1) 本会は、別途策定する「新里地区防災計画」を基本計画として、自主防災活動をすすめる。
- (2) 毎年度、年間活動計画を作成し、自主防災活動を行う。

第8条(経費) 本会の運営に要する経費は、新里区予算(自主防災費)を充てる。

第9条(会計年度) 会計年度は新里区会計年度に準じ、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

付則 この規約は、令和6年4月1日から実施する。

(付属資料5)

(2024.1作成)

新里区防災備品リスト

物品名	規格	保管場所	設置年月	備考
物置(防災倉庫)	NXN-65S(イナバ)	新里集会所	2022年3月	
LPガスボンベ(1)	8Kg、期限2027.3	防災倉庫	2022年3月	年1回町役場で充填済ボンベと交換可
ガス接続機器(1)	調整器、ガス栓	防災倉庫	2022年3月	
低圧LPガス発電機	EU15iGP 出力1500VA	防災倉庫	2022年3月	エンジンオイル必要
専用ガス供給ボックス		新里集会所	2022年8月	集会所南側に設置
ガステーブルコンロ(1)	M-211C	防災倉庫	2022年3月	
ガス炊飯器(1)	RR-50S2 9.0L(5升)	防災倉庫	2022年3月	
炊飯器置台(1)	RAE-103	防災倉庫	2022年3月	
半寸胴鍋(1)	SUS316(36cm、24L)	防災倉庫	2022年3月	
スタンドライト	50W	防災倉庫	2022年3月	電源コード5m
電源リール	SS-30 30m	防災倉庫	2022年3月	
LPガスボンベ(2)	8Kg、期限2028.2	防災倉庫	2023年11月	
ガス接続機器(2)	調整器、ガス栓	防災倉庫	2023年11月	
ガス炊飯器(2)	RR-S500CF(5.5升)	防災倉庫	2023年11月	
炊飯器置台(2)	RAE-103	防災倉庫	2023年11月	
ガステーブルコンロ(2)	M-211C	防災倉庫	2023年11月	
半寸胴鍋(2)	SUS316(36cm、24L)	防災倉庫	2023年11月	
(備蓄品)				
α化米白米	100g、期限2029.2	防災倉庫	2024年1月	24食
保存水	500ml、期限2029.4	防災倉庫	2024年1月	19本
保存水	500ml、期限2030.7	防災倉庫	2024年1月	24本
緊急簡易トイレ		防災倉庫	2024年1月	30回分(10回分×3箱)